

子どもの貧困対策を進めるに当たっては、第一に子どもに視点をおいて、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの成長段階に即して切れ目なく必要な施策が実施されるよう配慮するとともに、支援を要する子どもやその世帯の抱える生活不安を取り除いていく必要があります。

厚生労働省の調査では、本県の生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率は 84.0%と、県全体の子どもの 98.0%と比べて低い状況にあります。

貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの教育の機会の均等を図り、就学継続や進学のための教育の支援の充実が求められています。

国が策定した「子供の貧困対策に関する大綱」では、貧困家庭の子どもたちを早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくためのスクールソーシャルワーカー<sup>\*3</sup>や児童、生徒の感情や情緒面の支援を行っていくためのスクールカウンセラーの配置推進を図ることとされています。

文部科学省においては、学校でのいじめ・貧困対策として、スクールソーシャルワーカーを増員し、このうち貧困家庭が多いと考えられる地域への重点配置や訪問回数を増やすほか、スクールカウンセラーも重点加配し、貧困世帯の児童生徒をきめ細かく支援することを目指しています。

本県においても国の考えを踏まえ、学校を窓口とした福祉関連機関との連携体制の構築を進める必要があります。

平成 24 年に県が実施した「ひとり親家庭等実態調査」によれば、母子家庭の母のうち、約 8 割が就業していますが、約半数が、臨時・パート、派遣社員であり、平均年収は 185.1 万円、約 6 割が 200 万円未満となっています。加えて、養育費の支払いを受けている人は、約 3 割にとどまっています。

また、ひとり親家庭になって困ったこととして、「子どもの養育・教育」が最も多く、県・市町村施策で期待する事業としては、「仕事から帰るまで安心して子どもを預けられる制度」という回答が最も多くなっています。

---

\* 3 スクールソーシャルワーカー

家庭崩壊や虐待、DV、貧困など、生徒自身が解決できない問題に対して、家庭環境の改善のために家庭へ直接的に働きかけたり、個々の事例に応じて適切な関係機関へ「つなぐ」役割や助言を行う、社会福祉等の専門的な知識・技術を有する専門家

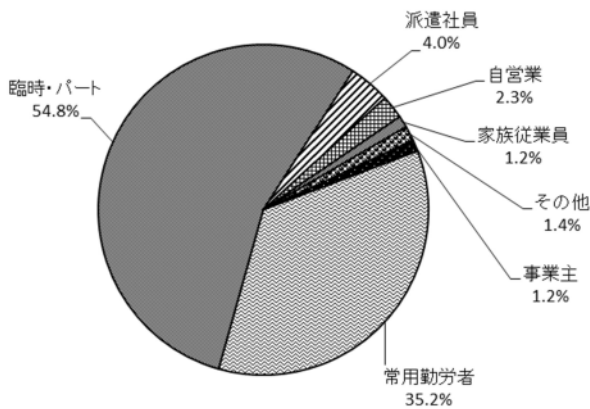
ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担い、収入、住居、子どもの養育等の面で様々な困難に直面しています。

子育てと生計の担い手の役割を一人で担っているひとり親家庭の親は、家庭内でのしつけや教育にかける時間や労力に制約があるため、子どもがそのおかれた環境に関わらず、心身ともに健やかに成長するために、児童に対する保育や子育てに係る環境の整備が求められています。

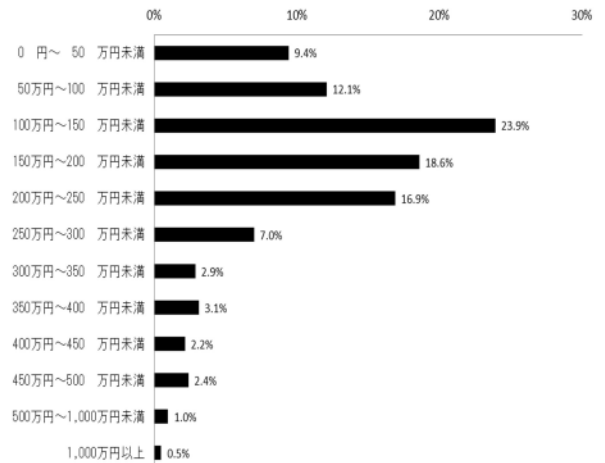
このため、子どもに対する教育支援とともに、保護者に対する生活支援や就労支援等の各種支援に積極的に取り組み、ひとり親家庭の自立促進を図る必要があります。

図表 42 母子世帯の状況(愛知県)

①就業状況



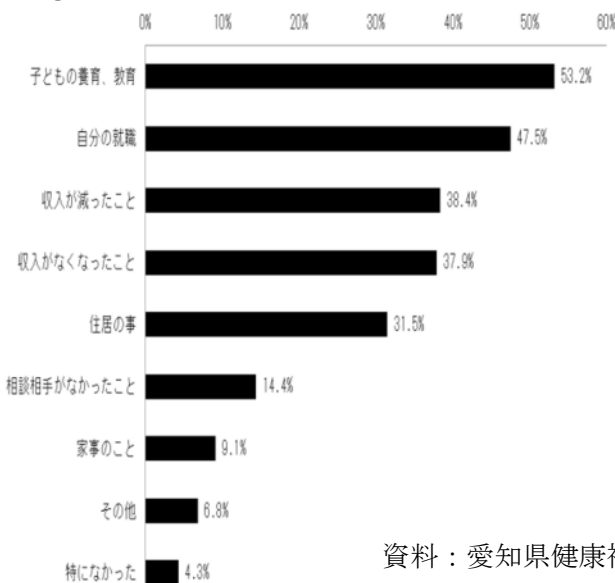
②年間収入額



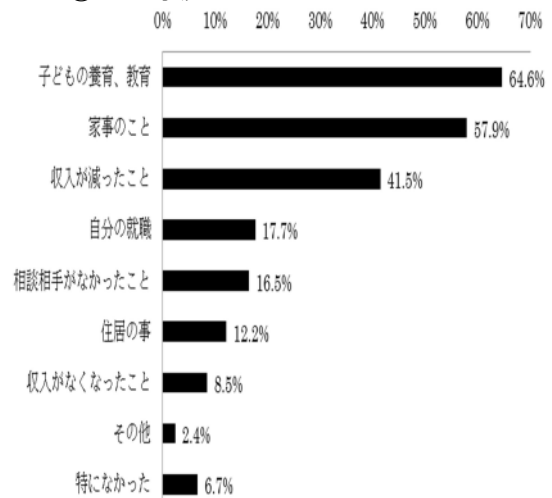
資料：愛知県健康福祉部「平成24年度ひとり親家庭等実態調査」  
注：年間収入額は、総収入額

図表 43 ひとり親家庭になって困ったこと(愛知県)

①母子家庭



②父子家庭



資料：愛知県健康福祉部「平成24年度ひとり親家庭等実態調査」

## 取組の方向性

子どもの生活や成長を第一に考え、子どもの教育・保育の機会が提供できるよう、様々な関係機関が連携して、総合的かつ切れ目のない支援を行います。

ひとり親家庭などの自立促進を図るため、親の就労支援を始めとした生活の安定と向上のための総合的な支援を行います。

### ◇今後の取組

#### (学校教育による学力保障の充実)

- 県は、家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう、公立小中学校において、少人数指導が一層充実するよう少人数の習熟度別指導を進めるとともに、教職員の指導体制を充実し、きめ細かな学習指導の実施に努めます。(教育委員会)

#### (学校を窓口とした福祉関連機関との連携)

- 県は、市町村教育委員会に対して、スクールソーシャルワーカー等による教育相談体制が整備されるよう働きかけを行い、スクールソーシャルワーカー等と各市町村の福祉部門や教育委員会等との連携を強化するための取組を進めます。また、県立高等学校では、スクールソーシャルワーカーの配置を図ります。(教育委員会)

#### (教育費負担の軽減)

- 県は、高等学校等奨学給付金制度を周知し、低所得世帯への支援を実施します。(県民生活部、教育委員会)
- 県は、市町村が実施する学用品費、医療費及び給食費を助成する就学支援制度について、市町村に対して、広報等の情報提供を行うとともに制度の適切な取組について働きかけを行います。(教育委員会)

#### (学習支援の推進)

- 県は、経済的な理由や家庭の事情により家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない子どもに対して、学習機会を確保し学習支援を充実するため、一体型の放課後子ども教室や学校支援地域本部事業<sup>\*4</sup>等を活用した取組について、市町村や市町村教育委員会に対して実施を働きかけるとともに、支援します。(教育委員会)

- 県は、生活保護世帯や生活困窮世帯の子ども等の学習機会の確保や学習支援の充実のための取組について、市町村に対して実施を働きかけます。
- 県は、ひとり親家庭の子ども等の学習機会の確保や学習支援の充実のため、市町村に対して学習支援ボランティア事業の実施を働きかけます。（以上 健康福祉部）

#### （保護者の生活支援）

- 県は、保育所の入所選考や放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業及び一時預かり事業を行う場合、ひとり親家庭を優先的に取り扱うなどの特別な配慮について、市町村に働きかけます。
- 県は、市町村が、ひとり親家庭等に子どもの育児、しつけに関する講習会等を行う事業や、育児、家事等の援助を行う家庭生活支援員を派遣する事業を実施した場合、経費を補助します。（以上 健康福祉部）
- 県営住宅では、母子・父子家庭の居住支援として優先入居制度を実施しており、今後も周知に努めます。（建設部）

#### （相談体制の充実）

- 県及び市は、ひとり親家庭等に対する総合的な相談窓口として、必要な情報提供及び支援を行う母子・父子自立支援員を福祉事務所等に配置します。
- 県及び市は、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において、個々の状況に応じた支援計画を策定し、生活自立や就労自立に向けて包括的な支援を実施します。
- 県は、母子・父子自立支援員や相談支援員等に対する研修を行い、ひとり親家庭や生活困窮世帯等の抱える課題に対応できる専門性や実践力などの資質向上を図ります。
- 県は、養育費に関する相談に対応するため、養育費専門相談員や司法書士による養育費の取り決めや確保策、面会交流等に関する相談を実施します。（以上 健康福祉部）

---

#### \* 4 学校支援地域本部事業

学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子供を育てる体制を整えることを目的とし、学校の求めに応じて地域のボランティアが必要な支援を行う体制を構築する事業

### (子どもの生活支援・就労支援)

- 県は、市町村に対し、進学や就労を目指す子どもを支援するため、生活困窮者自立支援制度において市町村に設置する自立相談支援機関を活用して、福祉関係者、教育関係者等関係機関が連携するネットワークの構築等を働きかけます。

(健康福祉部)

- 定時制高校の生徒がジョブサポーターを活用できるようにするなど、学校とハローワークが連携し、生徒の就職支援を行うとともに、中退者等についても、就労支援施設とニート等の若者の就労支援機関（地域若者サポートステーション）との連携を図るなど、若者への就労支援を行います。(産業労働部、教育委員会)

### (保護者に対する就労の支援)

- 県及び市は、生活困窮者や生活保護受給者の状況に応じ、相談支援員等による支援やハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい就労支援を実施します。
- 県及び市は、生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化のため、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費を支給するとともに、安定した職業に就いたこと等により生活保護を脱却した場合には、就労自立給付金を支給します。
- 県は、母子家庭の母及び父子家庭の父等の就業を支援し、経済的自立を促進するため母子家庭等就業支援センターにおいて、雇用企業の開拓、就業支援講習会の実施、情報提供等一貫した就業支援サービスを実施します。  
特に、就業支援講習会については、現に就業中の者等にも配慮し、土日にも開催できるよう努めます。
- 県及び市は、児童扶養手当受給者の自立を促進するため、個々のニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、母子家庭等就業・自立支援事業等を活用しながらきめ細かな自立・就業支援を実施します。
- 県及び市は、母子家庭の母又は父子家庭の父が就職に有利な資格を取得することを支援するため、自立支援給付金を支給します。(以上 健康福祉部)

### (経済的支援)

- 県及び市は、18歳未満の児童を監護・養育し一定の要件を満たすひとり親家庭等に対して児童扶養手当及び遺児手当を支給します。
- 県は、ひとり親家庭等に対して修学資金をはじめとする母子父子寡婦福祉資金の貸付を実施し、自立意欲の助長を図ります。
- 県は、母子・父子家庭が必要な医療を安心して受けられるよう、医療保険における自己負担相当額を負担します。

- 県及び市は、生活に困窮する家庭等に対して生活保護を適正に実施し、教育扶助により授業料や学用品費、給食費等を支給するとともに、進学を目指す生活保護世帯の子どもの自立に向けた取組を支援します。
- 県及び市は、生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失又は喪失のおそれのある者に対し、住居を確保し、安心して就職活動ができるよう、住居確保給付金を支給します。(以上 健康福祉部)

◇5年後のあいちの姿（数値目標）

項目名	現況	目標
公立小・中・高等学校におけるスクールソーシャルワーカーの配置人数	20人 (平成25年度)	増加 (平成31年度)
母子家庭等自立支援プログラムを策定する市の数	15市 (平成25年度)	全市 (平成31年度)

## NPO等の取組

### 「日本福祉大学アンビシャス・ネットワーク」による学習支援

日本福祉大学アンビシャス・ネットワークでは、様々な理由で学習補助を受けることができない半田市在住の中学生を対象に大学生が無料で勉強を教える活動を行っています。勉強だけではなく、居場所になれるよう、可能性や夢を大学生が見つかるお手伝いをしています。



#### ○ 平成 26 年度活動状況

- ① 参加生徒数：43 名
- ② 活動場所：主に半田市内の公共施設
- ③ 対象者：

半田市在住の児童扶養手当受給世帯・生活保護受給世帯に属する中学生等

※対象者の把握及び案内は、半田市が協力をしています。

- ④ 実施日時：平成 26 年 5 月 19 日から平成 27 年 3 月 30 日
  - ・半田教室（毎週月曜日 18:00～20:00）
  - ・亀崎教室（毎週木曜日 18:00～20:00）

#### ○ 学習支援のほか、交流イベント（七夕、ハロウィン、クリスマス、卒業式）を実施。

卒業生の居場所としても機能しています。



## (2) 子どもの健やかな成長を支援する

### 基本施策 12 子どもの健康の確保

---

#### ◇現状と課題

#### 母子保健サービスの充実 小児科医の不足

子どもの心とからだの健康の保持増進を図るための基本的な母子保健サービスは、市町村が実施しています。

また、出産後の母親は、大人と接したり、会話をすることが少なく、孤立感を感じやすいことが課題となっていますが、市町村が実施している乳幼児健康診査は、受診率90%以上となっており、多くの親子が集まることから、子どもの健康確認のみでなく子育て支援の場としての機能も求められています。

また、市町村の母子保健事業をより充実させるために、乳幼児健康診査データの集約や分析結果を引き続き還元していくとともに、母子保健を取り巻く様々な課題に対応するため、母子保健関係者の資質の向上を図る必要があります。

近年、思春期から若年成人の間で麻しんが流行し、社会問題となりました。乳幼児期から麻しんを始めとする定期予防接種の正しい知識の普及に努める必要があります。

全出生児を対象に病気の早期発見・早期治療のため、先天性代謝異常等検査を行っています。また、慢性の病気により、長期にわたり療養を必要とする子ども（小児慢性特定疾病児）を抱える家庭に対し、療育上必要な医療費の助成が行われています。

引き続き、先天性代謝異常等検査の実施や小児慢性特定疾病医療費助成を行っていく必要があるとともに、子どもや親の不安を軽減するため、子ども及び家族に対する支援を行う必要があります。

近年、子どもの食事や睡眠などの基本的な生活習慣の乱れと、学習意欲や体力、気力の相関関係が指摘されています。早寝早起き、食後の歯磨き、毎朝の排便、排泄後や食事前の手洗い、よく噛んで食べること、正しい姿勢をとることなどの習慣を幼児期から身に着けることは、病気を予防し、健康なからだづくりにつながります。

そのことを親や子どもに理解しやすいように伝えていくことが重要であり、家庭・地域・学校と行政が一体となって子どもの生活習慣づくりに取り組むことが必要です。



とりわけ、朝食は、活力ある一日を過ごすためのスタートとなる食事であり、健康な体づくりに必要な栄養素の摂取だけでなく、会話を通じて家族のきずなを深めることにもつながるものです。現在、朝食の欠食割合は、小学5年生で2.5%、中学2年生で4.4%、全日制高校2年生で7.4%となっています。各学校においては、栄養教諭を中核として、学校給食を生きた教材として活用し、食育をさらに推進していくことが求められます。

子どもが病気のとときの対応も重要です。

県が平日、土日休日の夜間に実施している小児救急電話相談の件数は、平成25年度では17,950件と21年度の7,853件に比較して2倍以上に増加しています。子どもの病気に対する親の安心感向上のため、相談体制の強化が求められます。

県の調査（平成26年6月）によれば、病院勤務医の不足により県内の小児科を標榜する120病院中9.2%にあたる11病院で、入院診療の休止や診療日数の縮小等の診療制限が行われています。医師不足は国の制度設計に起因する全国的な課題であり、診療報酬の見直しなど抜本的な対策が必要とされていますが、県では、病院の負担軽減のため、休日・夜間における救急医療機関の外来利用の適正化を推進する必要があります。

小児救急重症患者は、成人に比べて症状の把握が困難なことから、小児科医が勤務する病院による小児救急医療体制の整備が必要であり、一般的な救急医療体制の後方支援を行う小児救急医療支援事業を実施しています。この事業は、小児科医を手厚く配置する必要があるため、小児科医が不足している現在、名古屋医療圏及び西三河北部医療圏での実施にとどまっており、地域の実情に応じた小児救急医療の確保が必要です。

#### 取組の方向性

**さまざまな母子保健サービスや乳幼児からの生活習慣づくりを通じて、子どもの健やかな育ちを支援します。**  
**子どもの健康を守るため、小児医療対策を推進します。**

#### ◇今後の取組

##### （母子保健サービスの充実）

- 乳幼児健康診査は子どもの健康確認や育児の相談ができる機会であるため、市町村は、母子保健サービスの機会を子育て支援の場として充実させるよう努めます。

県は、母子保健サービスや子育て支援等の施策の充実が図られるよう、乳幼児健康診査の結果を分析・評価するなど市町村を支援します。

- 乳幼児健康診査やホームページ等さまざまな機会を利用し、予防接種の重要性と副反応に関する情報を提供します。
- 県民の母子保健事業に対する様々なニーズに対応するため、県は、症例検討や研修を通じて市町村や医療機関等関係職員の資質の向上を図ります。

(以上 健康福祉部)

#### (小児慢性特定疾病児等への支援)

- 県は、慢性の病気により、長期にわたり療養を必要とする子どもが健やかに過ごせるよう、子どもとその保護者に対する支援体制の充実を図るとともに、小児慢性特定疾病児に対する医療費助成を継続していきます。

さらに、先天性代謝異常等検査を引き続き実施し、疾病の早期発見・早期治療の促進を図り、心身の障害等の予防に努めます。

(健康福祉部)

- あいち小児保健医療総合センターにおいて、先進的専門的医療の提供、母子保健関係者の質の維持・向上のための専門研修を実施します。

(病院事業庁)

#### (乳幼児期からの生活習慣づくりへの支援)

- 県は、家庭・地域・学校と行政が一体となって子どもの睡眠、食事、手洗い、歯磨きなどの基本的な生活習慣づくりのための健康教育や情報提供等を推進します。
- 県は、幼稚園や保育所に通う子どもに対し、手洗い歌「あわあわゴッシーのうた」による正しい手洗いの励行を推進します。
- 県は、学校における食育の中核となる栄養教諭の配置を拡大し、学校給食を通じて食育を展開します。

また、県は、小学5・6年生を対象に、地元の食材や郷土料理を取り入れながら家族でおいしく食べる朝ごはんの献立づくりや調理を行う「わが家のアイデア朝ごはんコンテスト」を開催します。

(教育委員会)

- 県は、各地域で食育の推進活動を行う食育推進ボランティアが、より一層活動の場を広げられるよう支援し、地域や家庭、学校における食育を推進します。

また、県は、農業団体等が行う食べ物の生産現場の見学・体験活動への助成や県民への食育体験イベントの情報提供等を通じて、食べ物への理解を深める取組を進めます。

(農林水産部)

#### (小児医療体制の充実)

- 県は、小児救急医療支援事業未実施の医療圏については、保健所に設置している圏域保健医療福祉推進会議等を活用し、2次医療圏ごと又は複数の2次医療圏単位で地域の実情に応じた方策を検討し、小児救急医療体制の確保に努めます。

- 県は、休日等の夜間における看護師・医師による小児救急医療相談体制の充実を図り、夜間救急外来の負担を軽減し、小児救急医療体制の維持を図ります。
- 県は、地域医療再生基金を活用しながら、小児科医の養成や質の向上などをはじめとした医師確保対策を実施します。 (以上 健康福祉部)

◇5年後のあいちの姿（数値目標）

項目名	現況	目標
診療制限している病院の割合（小児科）	9.2% (平成26年度)	低下 (平成31年度)

赤ちゃんを激しく揺さぶらないで

～乳幼児揺さぶられ症候群について～

赤ちゃんは激しく揺さぶられると、首の筋肉が未発達なために脳が衝撃を受けやすく、重大な脳損傷を起こす危険があります（乳幼児揺さぶられ症候群）。

赤ちゃんが泣きやまず、イライラしてしまうことは誰にでも起こり得ますが、赤ちゃんを決して揺さぶらないでください。万が一、激しく揺さぶった場合は、すぐに医療機関を受診し、その旨を伝えましょう。

☆赤ちゃんに泣かれて困った時は？

①赤ちゃんに泣かれたら、色々な方法を試してみましょう。

- ・お腹が空いていませんか？
- ・おむつが汚れていませんか？
- ・暑くないですか？（寒くないですか？）
- ・気分転換に散歩に出かけてみましょう。
- ・抱き寄せてスキンシップをしてみましょう。



それでも泣き止まなかったら

②我慢できなくなったら、赤ちゃんを安全な場所に寝かせて、その場を離れ、自分を落ち着かせてから、赤ちゃんの所へ戻り様子を確認しましょう。

③決して赤ちゃんを激しく揺さぶったりしないでください。

④お住まいの市町村（保健センター等）では、子育てに関する相談を行っています。気軽に相談しましょう。

☆育児もしもしキャッチ（時間外電話そうだん）～母と子の健康に関する相談～  
専用でんわ：0562-43-0555

そうだん時間：午後5時～午後9時

火曜日から土曜日（祝日、年末年始を除く）

あいち小児保健医療センター内

## 基本施策 13 学校教育の充実

---

### ◇現状と課題

#### 「生きる力」の涵養 小学校へのスムーズな適応

都市化の進行や核家族化、地域や血縁のつながりの希薄化など社会が変化している中で、幼児については、自制心や規範意識の不足、基本的な生活習慣の欠如、食生活の乱れ、コミュニケーション能力の不足、運動能力の低下などの課題が指摘されています。

これらの課題に対応するため、幼稚園や保育所、認定こども園等と家庭での生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実が求められています。

また、変化し続ける社会環境の中、自ら課題を見出し解決する力、知識・技能の生涯にわたる学習、他人や社会、自然環境とともに生きることなどの能力が求められています。そのために、次代を担う子どもに必要な能力が、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力のバランスのとれた「生きる力」といわれています。

しかし、「生きる力」を育むことは難しく、自ら考え答えを導こうとする主体的な学びの姿勢に課題があると言われています。

児童生徒の学習意欲を向上させ、主体的に学習に向かう姿勢を培っていくためには、基礎・基本を確実に身に付けるとともに、学ぶ楽しさを感じさせることが必要です。

小学校入学時に、小学校にうまく適応できないという「小1プロブレム」の問題も指摘されています。

幼稚園、保育所の現行の幼稚園教育要領及び保育所保育指針では、小学校との連携や、家庭・地域との連携の強化などが定められており、平成26年4月に告示された幼保連携型認定こども園教育・保育要領<sup>\*1</sup>にも、教育要領、保育指針との内容の整合性に加え、「小学校教育への円滑な接続」や小学校との連携を通じた質の向上などが明記されていますが、幼稚園や保育所、認定こども園から小学校へ入学する段階で集団学習や集団生活に円滑に移行できるよう、地域の実情に応じた小学校と幼稚園・保育所・認定こども園との連携・接続（幼児教育と小学校教育の教育課程の編成・実施等の取組）や教員・保育者・保護者の交流等に関する取組を進める必要があります。

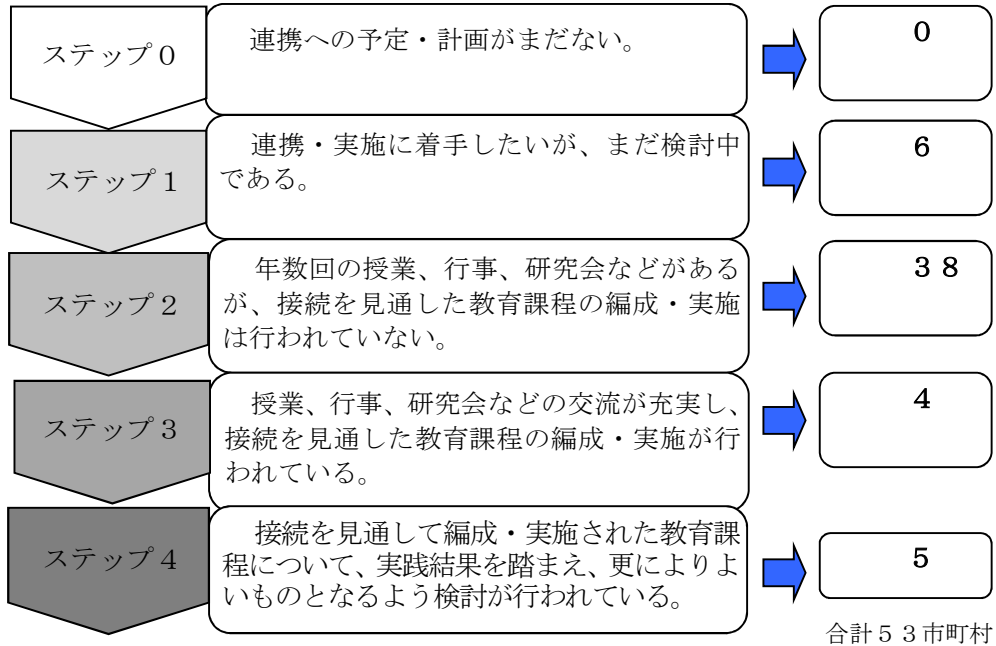
---

\*1 幼保連携型認定こども園教育・保育要領

幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容を策定した要領。平成26年4月に策定。

- \*「連携」とは、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校が、連絡を取り合い、幼児と児童の交流活動や保育者や教師が、互いの保育活動や教育活動を見学しあい、話し合う場をもつなどの取組
- \*「接続」とは、幼稚園・保育所・認定こども園において、幼児期に育てた心情・意欲・態度が小学校の児童期において、学習や生活につながっていくための教育課程の編成・実施等の取組

図表 44 市町村教育委員会における幼小連携・接続の取組の状況



※ステップ0～ステップ4は、連携から接続へと発展するおおまかな目安

資料：文部科学省「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（報告）」

本県の子どもの体力については、低下傾向に歯止めがかかってきたものの、依然として体力水準が高かった昭和60年頃と比べると低い状態にあります。

こうした現状を踏まえ、体力を高めるためには、低年齢の時期から多様な動きを経験させ、思うように体を動かすための基礎を培っていくことが重要になります。学校において体育授業の充実を図り、子どもが運動に親しむ習慣を身に付けていく必要があります。

また、不登校やいじめなどの問題に対処するためには、「豊かな心」を培う教育のほか、学校で相談ができるようにすることが重要です。児童生徒の心に寄り添うため、教員による相談支援だけでなく、臨床心理に関する高度に専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーなどの配置が必要です。

## 取組の方向性

幼稚園や保育所、認定こども園から小学校へ円滑に移行できるよう、カリキュラムを充実させます。  
個人に合うきめ細かな指導や指導体験活動を行うことにより、現代を「生きる力」を培う教育を行います。

### ◇今後の取組

#### (幼児教育の質の向上・充実)

- 愛知県幼児教育研究協議会\*<sub>2</sub>等において、「愛知の幼児教育指針」に基づき、専門的な研究協議を推進し、その成果の市町村等への普及を図ります。
- すべての幼児教育機関で、質の高い幼児期の教育・保育が展開されるよう、県は、保育者の資質と専門性の向上を図るための手引きを作成し、市町村等への研修内容や研修体制の充実に向けた取組を働き掛けます。 (以上 健康福祉部、教育委員会)
- 県は、保育士・保育教諭や幼稚園教諭に対する研修を行い、幼児教育に係る様々な知識・技術だけでなく、地域の子育て支援や多様な保育ニーズに対応できる専門性や実践力などの資質の向上を図ります。
- 県は、保育士・保育教諭や幼稚園教諭の研修のあり方や研修内容等について検討する場を設け、関係部局が連携して、教育・保育の質の充実を図ります。  
(以上 県民生活部、健康福祉部、教育委員会)
- 県は、私立幼稚園が地域における幼児期の教育に中心的役割を果たす活動を支援するなど、幼児教育の充実に努めます。 (県民生活部)

#### (幼児教育と小学校教育の円滑な連携)

- 県は、交流活動や合同研修、接続期における教育課程・保育課程の編成、教育及び保育の内容に関する全体的な計画の実施や検討などを進めるとともに、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の連携体制を強化します。  
(県民生活部、健康福祉部、教育委員会)

#### \* 2 愛知県幼児教育研究協議会

幼児教育に関する諸問題について研究協議を行う組織。

幼稚園・保育所等幼児教育関係者、小学校関係者、学識経験者、市町村教育委員会、福祉部局関係者、保護者代表から構成される。

平成 24, 25 年度は、「小学校教育を見通した幼児期の教育を考えるー接続期における教育課程・保育課程の編成に向けてー」をテーマに研究協議を行った。



### (生きる力を育む教育の推進)

- 県は、小中学校において、少人数指導が一層充実するよう少人数の習熟度別指導を進めるとともに、教職員の指導体制を充実し、きめ細かな学習指導の実施に努めます。
- 県は、小中学校において、特別非常勤講師や社会人講師などの外部人材を活用した専門分野の講義や実技指導などを実施し、児童生徒の主体的・意欲的な学習の展開を図ります。
- 体験活動について、活動の機会の増加を図るなど、学校と地域が連携協力しながら、一層充実します。
- 体力向上を目的に策定した『子どもの体力向上運動プログラム（小学校低学年・中学年用、高学年用）』をさらに普及させ、自ら運動に親しむことができる子どもを育てます。また、家庭や地域と学校が連携した体力向上の在り方について研究を進めます。（以上 教育委員会）

### (相談機能の強化)

- 県は、全中学校へのスクールカウンセラーの配置を継続するとともに、小学校へのスクールカウンセラーの配置の拡大を進め、いじめや不登校等の早期発見・早期対応や未然防止に努めるなど、学校における相談体制の強化、充実を図ります。  
また、高等学校でもスクールカウンセラーの適切な配置を進めるとともに、各学校の教育相談体制の一層の充実を図ります。
- 「あそび・非行型」の不登校傾向にある生徒を支援するためのプログラムの開発に取り組みます。（以上 教育委員会）

### ◇5年後のあいちの姿（数値目標）

項目名	現況	目標
幼稚園等と連携・接続※ <sub>1</sub> している小学校の割合※ <sub>2</sub>	57% (26年度)	75% (31年度)
公立小・中・高等学校におけるスクールカウンセラーの配置人数※ <sub>2</sub>	523人 (25年度)	増加 (31年度)

※1 「連携・接続」：幼児と児童の交流等が教育課程に位置付けられている小学校の割合

※2 名古屋市を除く

## 阿久比町の取組 「幼保小中一貫プロジェクト」

阿久比町では、子どもたちが夢や希望を持ち、健やかに心豊かでたくましく成長することを願って、平成17年に「幼保小中一貫教育プロジェクト」を立ち上げました。0歳から15歳までを通して、園・学校・家庭・地域が手を取り合い、一貫性のある保育・教育を進めています。

**縦糸**「幼保小中のつながりと指導者の連携」 **横糸**「園・学校・家庭・地域・行政の連携」

### 【主な取組】

- 就園・就学までの子育てに関する家庭への支援
  - ◆ 「阿久比町めざす子ども像」の配布による家庭教育の役割の啓発
- 幼稚園・保育園と小学校との連携の推進
  - ◆ 幼稚園・保育園と小中学校の職員による相互理解のための研修  
・ 幼稚園・保育園体験研修 小学校体験研修
  - ◆ 幼稚園・保育園と小学校の段差をなくすための交流カリキュラムの実施
- 個別の支援の整備及び特別支援教育の充実
  - ◆ 個別の教育支援計画「サポートファイルきらきら」を活用した一貫支援

☆ 小学校へつなぐ幼児教育 — 遊びやいろいろな活動の中で学ぶ・育つ —  
＜小学校教育へのつながり＞

◇ 小学校につながる遊びとして、国語や算数にかかわる遊びを意識して行っています。

例えば、「言葉遊びをする」「絵本を見る」「会話を楽しむ」「話し合いをする」は国語の学習に、「集団遊びで人数を数える」「積み木や製作で形が分かる」「砂や水遊びで量や高低に気付く」などは算数の学習につながります。



「親子で缶積み遊び」—数への関心を持つ—

＜交流活動＞

◇ 保育園・小学校・中学校と定期的に交流しています。

交流後、親しくなった年上の児童生徒に憧れをもったり、刺激を受けたりして、その後の遊びや活動に意欲的に取り組むようになります。



## 瀬戸市の取組 「キミチャレ」事業

「生き抜く力」。瀬戸市教育委員会は、この力を子どもたちに培ってもらうために、様々な教育の取り組みを行っています。その中でも、3年前から始まった「キミチャレ」事業は、同様の主旨から10年前に始まった「キャリア教育」事業とならび、瀬戸市の教育を特徴づけています。

「キミチャレ」とは、小中学校生が自らチャレンジするテーマを設定し、そのテーマ実現に取り組むという教育プログラムです。事業名は「君も今日からチャレンジャー」の略語から生まれました。

活動においては、チャレンジする子どもたちが自分の力でテーマ実現を目指すことをルールとしており、知りたい情報を持っている人や、体験をしたい場所などに自ら連絡を取り、様々なアプローチをしていきます。保護者や先生などの大人は直接答えを教えたり手助けしません。子どもたちが壁にぶつかった場合は、この事業に賛同し、スタッフとして参加してくれているサポーターが問題解決の方法と一緒に考えます。どのような場面においても、子どもたちに自ら考えさせ、その自主性を尊重することが、この事業の大原則なのです。

毎年、チャレンジ資格のある小学校4年生から中学校3年生までの子どもたちから多くの参加希望があり、そのテーマは、「憧れの職業を体験したい」、「興味ある研究テーマを追求したい」、「挑戦することで自分を変えたい」など様々です。希望者の中から選ばれた子どもたちは、テーマを実現するために試行錯誤し、その過程の中で自らのたくましくさや弱さに向き合いながら成長していきます。

また、「キミチャレ」は保護者や先生を含め、関わった大人たちにも挑戦を促します。大人は、挑戦している子どもたちに直接答えを教えることはできませんから、口出ししたい衝動を抑え、我慢しながら見守らなければなりません。毎年、キミチャレ終了後は、チャレンジしてくれた子どもたちの喜びの笑顔とともに、保護者からは「子どもの能力に気付かされました」、「親として成長できました」などの言葉をいただきます。

「キミチャレ」は、子どもも大人もともに成長し、子どもたちには「生き抜く力」を、大人たちには「見守る力」を培う、新しいかたちの教育事業と言えるかもしれません。



## 基本施策 14 青少年の育成

### ◇現状と課題

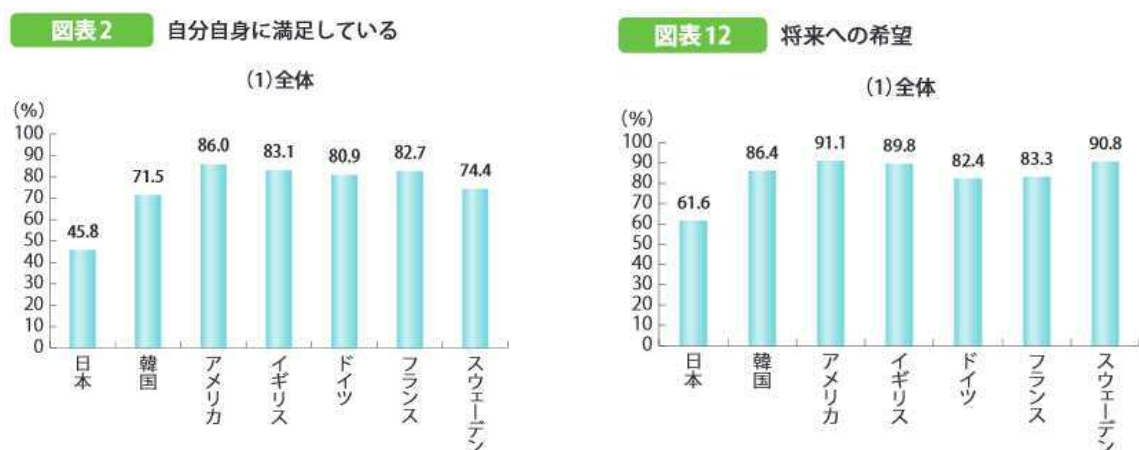
#### 自己肯定感の低下 いじめ・不登校事例の発生 スマートフォンの普及に伴う問題事案の発生

近年、子どもの自己肯定感の低下が問題となっています。

内閣府の「子ども・若者白書」（平成 26 年版）でも、諸外国に比べ、自己を否定的にとらえている者の割合が高いこと、うまくいくかわからないことに意欲的に取り組み、社会参加することへの意識が相対的に低く、自らの将来に明るい希望を持っていない者が多いことが指摘されています。

同白書では、自己肯定感が高い若者は、家族や学校、職場の満足度が高いという傾向が明らかになっています。子どもたちが、親や先生との信頼関係を育み、家庭、学校、地域で役に立つ経験を通して社会で生きていく力を身につけていくために、このような力を育む教育が、学校だけでなく、家庭や地域が相互に補完しながら行っていくことが望まれます。

図表 45 自己肯定感に関する調査



資料：内閣府「子ども・若者白書」

平成 25 年度のいじめの認知件数（国公私立・小中高特別支援学校が対象）は、11,220 件となり、前年度より 1,027 件少なくなったものの、依然として多い状態にあります。

（平成 25 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

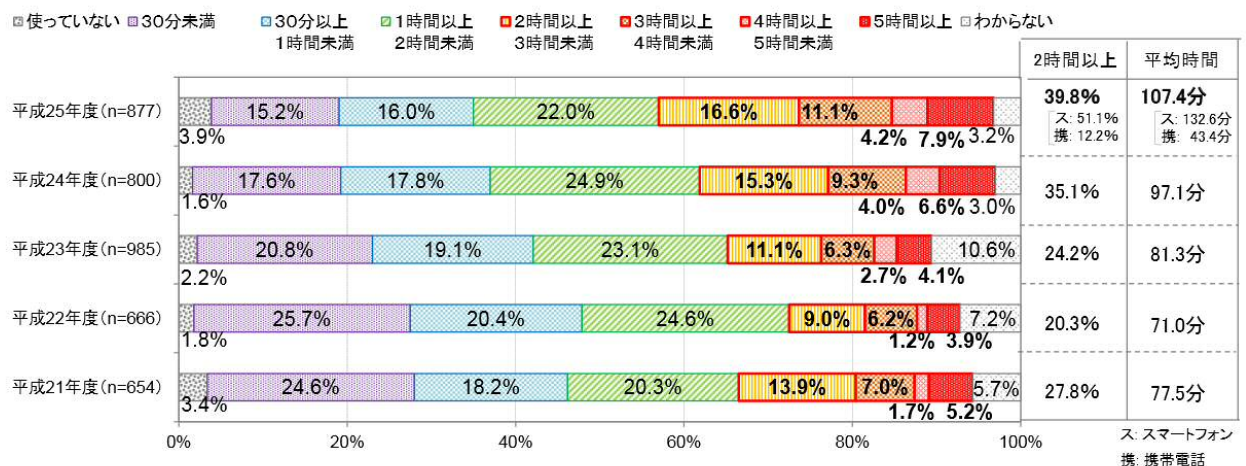
また、不登校児童生徒数は、平成 22 年度は減少に転じましたが、23 年度からは再び増加し、増加と減少を繰り返しています。

いじめや不登校に悩む子どもと親の悩みは深刻で、自ら積極的に外部に相談することが難しい状況も多いことから、様々な相談窓口の設置や、訪問による相談支援、学校や関係機関等の連携が重要です。

ひきこもり状態にある人は、内閣府が平成22年に実施した調査によれば、全国で23.6万人と推計されており、同調査を基に平成26年4月時点の愛知県内のひきこもり者数を推計すると13,400人に上ります。ひきこもり<sub>\*1</sub>は、不登校から継続する場合や、退職をきっかけにする場合などがあり、また、その背景には、精神障害や発達障害がある場合があります。このため、ひきこもり状態を解消し、自立や社会参加につなげていくには、教育、就労、保健、医療、福祉等の支援機関の連携を始め、様々なアプローチによる支援が求められます。

スマートフォンの普及に伴い、青少年の携帯電話・スマートフォンを通じたインターネット利用の平均時間は1日当たり107.4分と長時間化し、SNSサイトや無料通話アプリ等の利用が急増しています。こうした中、無料通話アプリ等を経由して、性的被害にあったり、インターネット上のいじめ事案の当事者になるなど、被害者になるばかりか、加害者となるケースも増えています。今後は、フィルタリングサービスの一層の普及や情報リテラシー、情報モラルの育成に努める必要があります。

図表 46 青少年の携帯電話・スマートフォンを通じたインターネット利用時間(経年比較) (青少年調査)



(注1) 「青少年の携帯電話・スマートフォンを通じたインターネット利用時間」は、携帯電話・スマートフォンでインターネットを利用していると回答した青少年をベースに集計。  
(注2) 平均時間は、平日(土日を除く)1日当たりの携帯電話・スマートフォンのインターネット利用時間の平均値を集計。

資料: 内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」

\* 1 ひきこもり

様々な要因の結果として、社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態。

## 取組の方向性

悩みや困難を抱える子ども・若者への支援を行うため、様々な機関が協力しながら、支援を行います。

青少年の非行防止対策や、地域貢献活動などの取組を推進します。

### ◇今後の取組

#### (悩みを抱える子どもへの支援)

- 県は、不登校などの問題を抱える家庭に対し、家庭教育コーディネーターによる訪問相談を行い、問題の早期発見、早期解決を図るため、きめ細かな対応をします。  
(教育委員会)
- 県は、家庭教育コーディネーターや児童福祉司の助言の下、児童生徒にとってより身近な大学生を話し相手、遊び相手として派遣し、児童生徒の心の安定を図ります。  
(健康福祉部、教育委員会)

#### (ひきこもりの子どもへの支援)

- 県は、保健所や精神保健福祉センターにおいて、ひきこもりに関する相談や「ひきこもり相談専用電話」による電話相談を実施するなど、相談しやすい環境づくりに努めます。
- 学齢期を過ぎた不登校者がそのままひきこもることも多いため、地域で継続して支援するための学校等教育関係機関とのネットワーク構築に努めます。  
また、ひきこもりを長期化させないため、民間支援団体、NPO等の関係機関との連携や、ひきこもり支援サポーター\*<sub>2</sub>を活用した訪問支援活動を充実させます。
- 県は、悩みを抱える子ども・保護者からのこころの健康に関する相談に対応するため、「あいちこころほっとライン365」による電話相談等の取組を推進します。  
(以上 健康福祉部)

---

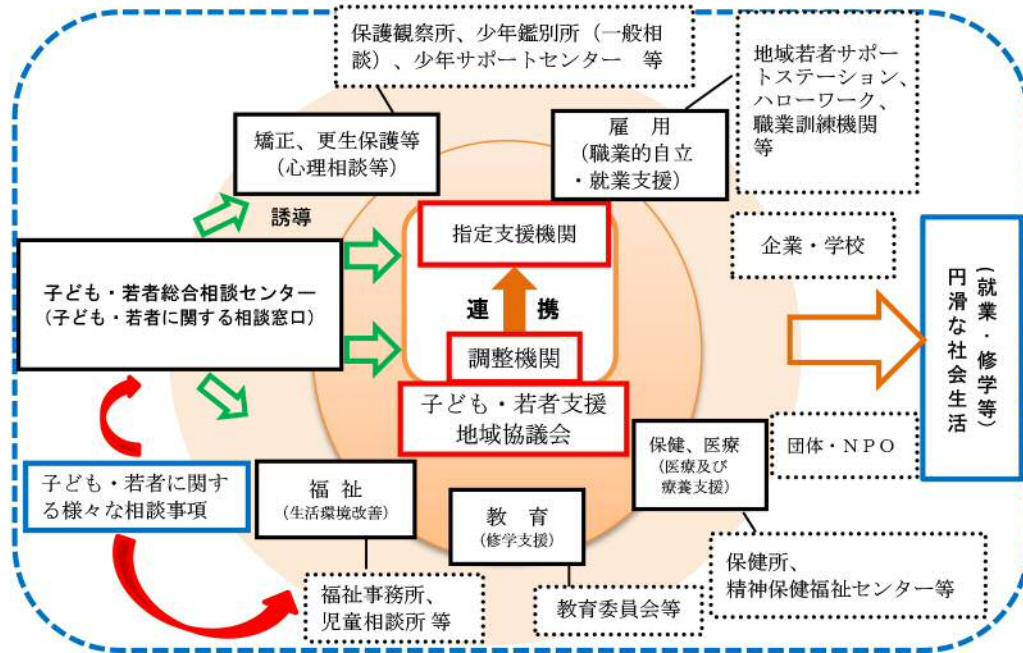
\* 2 ひきこもり支援サポーター

愛知県精神保健福祉センターにおいて養成しているボランティア(ハートフレンド)。ひきこもっている本人や家族の求めに応じて、アウトリーチ活動(訪問や外出同行を行う)を実施。

### (困難を抱える子ども・若者を支える機関の連携)

- 県は、不登校やひきこもりなどの困難を抱える子ども・若者に対して、地域の関係機関・団体等が連携し、継続的な支援を行う子ども・若者支援地域協議会\*<sub>3</sub>等が市町村において設置されるよう働きかけを行います。(県民生活部)

### 子ども・若者支援ネットワーク (イメージ)



### (青少年の非行防止対策の推進)

- 県は、非行防止への取組を様々な団体と連携しながら地域と一体となって推進します。非行防止・再非行防止対策の一つとして、少年サポートセンター\*<sub>4</sub>を中心とした少年相談・継続的な補導活動を推進します。また、少年の居場所づくり活動をはじめとする立ち直り支援等の取組を推進します。

さらに、学校警察等連絡協議会、スクールサポーターなどの活動を通じて、警察と学校その他関係機関の連携を強化し、少年の非行防止や被害防止に努めます。

(県民生活部、警察本部)

\* 3 子ども・若者支援地域協議会

社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者を、教育・福祉・医療・雇用等の支援機関が互いに連携し、総合的な支援を実施するために構成されたネットワーク。

\* 4 少年サポートセンター

少年問題に関して専門の警察官及び少年補導職員が中心となり、関係機関やボランティア等と連携して、街頭補導、被害少年支援、少年相談、立ち直り支援、広報等の活動を行うために県内6か所に設置されたセンター。

- 県は、青少年に対する有害環境の浄化に向け、適切な規制を実施します。
- 県は、教育機関等の関係機関と連携して、青少年や保護者に対し、インターネット利用に伴うリスクの認識やモラル・リテラシーの向上に向け、効果的な広報啓発を行います。(以上 県民生活部、警察本部)

**(地域貢献活動の推進)**

- 県は、高校生が地域に貢献する活動を体験・実践できる機会の充実を図ります。
- 県は、学校教育の中で、地域に貢献したり、地域の要望に応えたりする活動を通して、地域の人々との関わりを深め、地域との絆づくりに努めます。(以上 教育委員会)

**(地域との関わりを深める取組の推進)**

- 県は、地域で青少年教育や青少年対象の体験活動を実施するために、必要な指導者の育成を行うとともに、その活動を企画・運営する機会の提供に努めます。
- 県は、地域のだれもがいつでも参加でき多世代交流を進めるなど、地域コミュニティの核となる総合型地域スポーツクラブを育成します。
- 県は、地域の実情・課題に応じた学校を支援する活動を展開し、地域教育力の活性化を図るため、学校支援地域本部事業を推進します。(以上 教育委員会)

**◇5年後のあいちの姿（数値目標）**

項目名	現況	目標
子ども・若者支援地域協議会を利用できる県内の子ども・若者の割合	47.8% (平成 26 年度)	70% (平成 31 年度)



## <専門的な知識及び技術を要する支援>

### 基本施策 15 児童虐待防止対策の推進

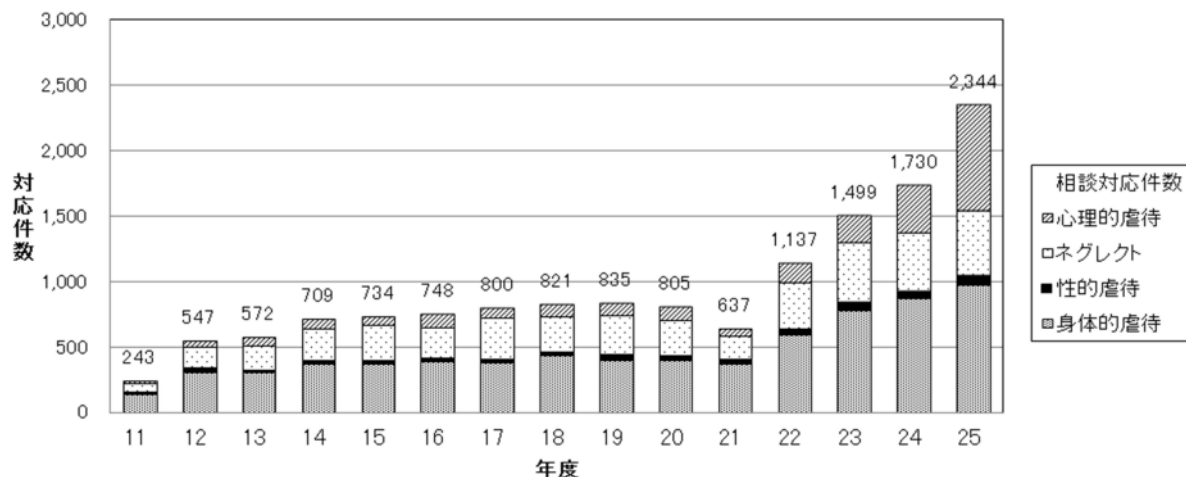
#### ◇現状と課題

#### 児童虐待相談件数の急増、悲惨な死亡事例の発生

愛知県（名古屋市を除く）では、10か所の児童相談センター（児童相談所）を設置し、子どもに関する専門的な相談に対応しています。

近年、児童相談センターへの児童虐待\*<sub>1</sub>相談は急増しており、身体的虐待やネグレクトによると考えられる死亡事案も発生しています。

図表 47 児童相談センターにおける児童虐待相談対応件数の推移（愛知県）



資料：愛知県健康福祉部「児童・障害者相談センター 児童相談センター 業務概要」  
注：名古屋市を除く

相談の増加の要因としては、児童虐待問題に対する社会的な関心が高まったことや、児童相談センターと市町村、警察を始めとした関係機関との連携が深まったことなどが考えられます。

#### \* 1 児童虐待

保護者が現に監護する児童（18歳未満）に対して行う次の行為。

- ① 殴る、叩く等、けがをするおそれのある暴行を加えること。（身体的虐待）
- ② 性的行為の強要や、年齢にとって過度に性的な刺激を与えること。（性的虐待）
- ③ 食事を与えないなど、適切な養育を行わないこと。（ネグレクト（育児放棄））
- ④ 暴言や拒絶的な態度、DVを見せる等、心理的外傷を与える行動を行うこと。（心理的虐待）